

持続可能なまちづくり推進事業～みんなが主役、あおまちルネッサンス～

令和7年度 まちづくり構想等策定支援事業 募集要領

この要領は、「まちづくり構想等策定支援事業」を実施するにあたり、自治体の提案を募集し、支援対象地区を選定するために必要な事項を定める。

1. 目的

本県では、全国より早いスピードで少子化、高齢化による人口減少が進行しており、中心市街地の空洞化や魅力の低下により、「まち」の賑わいが失われつつある。こうした中、多様な人々が集い、交流・滞在する空間を創り出す等、地域の個性を活かしたコンパクトなまちづくりを推進していく必要がある。

本事業は、持続可能なまちづくりに向け、官民連携で積極的に取り組む市町村に対し、まちづくり構想等の策定を支援することを目的とする。

2. 事業内容

(1) 概要

本事業は、自治体が行うまちづくり構想の立案や、未来ビジョン策定を支援するものである。

(2) 県による支援内容

- ア 未来ビジョン、まちづくり構想（以下、ビジョン等という）策定に向けた体制作りに必要となる助言や提案
 - イ ビジョン等策定に向けた体制作りに必要となるワークショップや勉強会への参加
 - ウ ビジョン等策定に向けた体制作りに必要となる各種経費の負担
 - エ ビジョン等の策定
 - オ ビジョン等の策定に係る会議運営
 - カ ビジョン等の策定に係る各種調査
- ※ウ～カは県がコンサルタント業務として発注する。

(3) 役割分担

市町村、県、各々の主な役割分担は図1のとおりとする。

ビジョン等策定に向けた体制作り、これに係るワークショップや勉強会の開催、社会実験は市町村が主体となっていく。

このほか、新たな支援の必要が生じた場合は、別途協議により定めることとする。

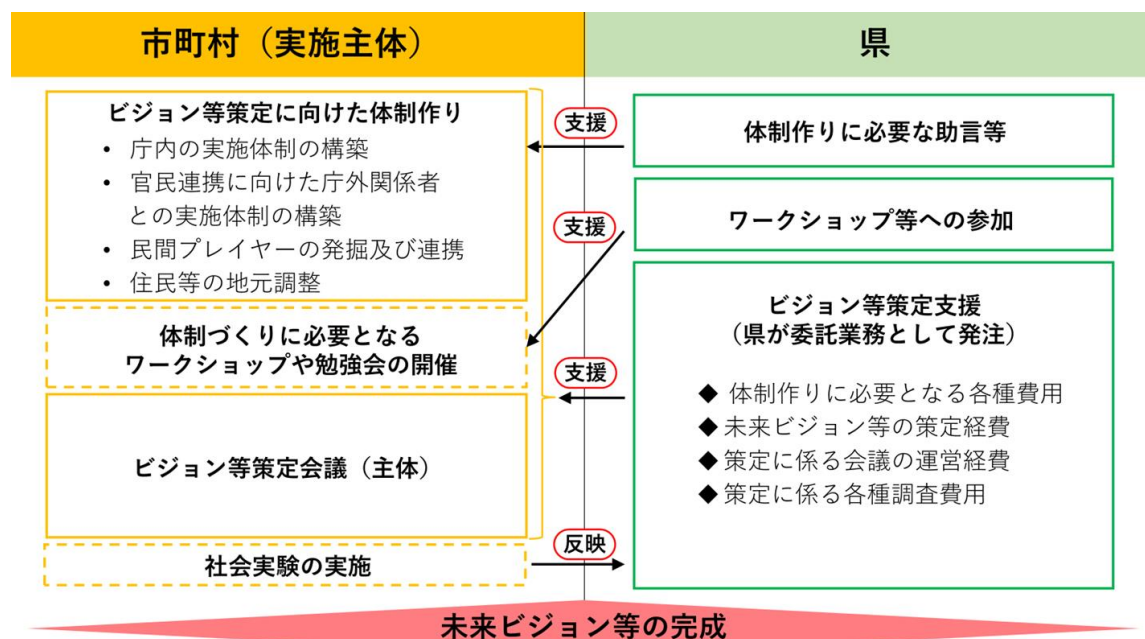


図 1 役割分担及びビジョン等策定フローのイメージ

(5) 支援期間

決定通知の日から翌年度まで（最大2年間）

※支援に必要な費用は単年度とする。

(6) 支援対象地区の選定

応募のあった地区について、審査により決定する。なお、支援対象地区は、原則として1地区とする。



図 2 支援のイメージ

3. 審査に関する事項

(1) 審査方法

応募のあった地区について、青森県県土整備部都市計画課が設置する審査会において応募書類を審査する。

(2) 審査における評価項目及び評価基準

まちづくり構想等策定支援事業「支援対象地区」審査会設置要綱による。

(3) 審査結果

審査結果は、全応募者へ通知する。(令和7年4月末頃予定)

4. 応募方法

(1) 対象者

五戸町を除く青森県内の市町村(39市町村)

(2) 提出書類

別紙「まちづくり構想等策定支援事業に係る支援対象地区 応募様式」に必要な事項を記入の上、募集期間までに下記応募先へ電子メールで提出すること。

(3) 募集期間

令和7年4月4日(金) から 令和7年4月18日(金) まで

(4) 応募先・問い合わせ先

青森県 県土整備部 都市計画課 市街地整備グループ

TEL 017-734-9682

FAX 017-734-8196

メールアドレス：toshikei@pref.aomori.lg.jp